

6.5.1.2.3 評価

1) 海域における赤土等の水の濁り

(1) 環境影響の回避・低減に係る評価

① 環境保全措置

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

- ・赤土等流出防止対策を実施する。

上記の環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、機械処理水の海域への寄与は、最大で2mg/L以下と予測され、「水産用水基準（2000年版）」（平成12年、社団法人日本水産資源保護協会）による「人為的に加えられる懸濁物質は2mg/L以下であること（海域）」との整合が図られており、事業実施区域周辺海域に及ぼす環境影響の程度は極めて小さいと判断されることから、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。

② 環境影響の回避・低減の検討

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、機械処理水の海域への寄与濃度は2mg/L以下であり、「水産用水基準（2000年版）」（平成12年、社団法人日本水産資源保護協会）による「人為的に加えられる懸濁物質は2mg/L以下であること（海域）」との整合が図れていることから、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。

(2) 国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価

① 環境保全の基準又は目標

予測項目に係る環境保全の基準又は目標は、沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年10月、条例第36号）である「浮遊物質濃度200mg/L以下で排出しなければならない。」とした。

② 環境保全の基準又は目標との整合性

本事業においては、濁水を機械処理設備にて25mg/L以下にまで低減させた後、轟川へ排出することから、環境保全の基準又は目標との整合は図られているものと評価した。

また、「水産用水基準（2000年版）」（平成12年、社団法人日本水産資源保護協会）による「人為的に加えられる懸濁物質は2mg/L以下であること（海域）」と定められているが、予測結果ではSSの寄与濃度が2mg/Lを超える範囲は、轟川内ではみられるものの、海域においてはみられず、水産用水基準との整合についても図られているものと評価した。